

第1回美里町総合教育会議議事録

日 時 平成27年5月14日(木曜日)午前10時開議

場 所 美里町役場本庁舎3階会議室

会議構成員

町 長	相 澤 清 一
教 育 委 員 会 委 員 長	後 藤 眞 琴
教 育 委 員 会 委 員	成 澤 明 子
教 育 委 員 会 委 員	留 守 広 行
教 育 委 員 会 委 員	千 葉 菜穂美
教 育 委 員 会 教 育 長	佐々木 賢 治

美里町総合教育会議事務局

総 務 課 長	伊 勢 聡
総務課秘書室総合調整係長	伊 藤 博 人

意見聴取者

子 ど も 家 庭 課 長	安 部 直 司
子 ど も 家 庭 課 参 事	奥 山 俊 之
教 育 委 員 会 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	渋谷 芳 和
教 育 総 務 課 長 補 佐	寒河江 克 哉

議事日程

第1 開 会

第2 挨 拶

第3 協議事項

(1) 総合教育会議の設置について

(2) 総合教育会議運営における確認事項について

(3) 美里町における教育行政の課題について

1) 美里町の教育における当面の課題について

2) 町長の事務部局における教育施策と連携が必要な課題について

(4) 大綱の策定について

第 4 その他

第 5 閉 会

午前 10 時 開会

日程第 1 開 会

- 総務課長（伊勢 聡） 皆様、改めましておはようございます。本日は御多忙の中会議に御出席をいただき誠にありがとうございます。私は町総務課長の伊勢でございます。本日の会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、第 1 回美里町総合教育会議を開催させていただきます。

日程第 2 挨拶

- 総務課長（伊勢 聡） 初めに、相澤町長から御挨拶を申し上げます。
- 町長（相澤清一） 皆さん、おはようございます。本日は大変御多忙の中、平成27年度第 1 回総合教育会議に、後藤教育委員長初め教育委員の皆様方におかれましては御参集をいただきましたことに感謝を申し上げます。また、委員の皆様には常日ごろより本町教育行政の推進に御尽力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年 6 月20日に公布され、皆様も御案内のとおりでございます。平成27年 4 月 1 日、今年度から施行されました。この法改正は経過措置が設けられているものの、教育委員長と教育長が一本化、教育委員会としての活動がより透明化されるなどがポイントとなっておりますが、何よりも本日第 1 回目の会議となります総合教育会議が、町が設置することが一番の要点となるのかなと思っています。

現在、教育委員会が担っていただいております町の子供たちの教育に関する分野につきましては、当然のことながら政治的な思想は不介入であると私自身も常日ごろから思っているところでございますが、それでも町長部局と教育委員会部局が連携したまちづくりを進めていく必要が求められている中で、この教育総合会議において地域の実情に応じた教育や教育全般における重点的に講ずべき施策等について議論や調整を行うことは、非常に歓迎すべきことであると思っています。

御案内のとおり課題は山積かつ複雑多岐にわたりまして、その方向性を求めるには多々難しい面も予想されますけれども、大綱の策定を通しまして、今後の会議、協議の中でさらなる構築が図られると期待をいたすところでございます。

本日は会議の進め方などについて皆さんと確認を行った後、町長の事務部局及び教育委員会

事務局における各課題について担当者より説明をいただき、情報共有を図りたいと思っております。スムーズな進行となるよう御協力をお願い申し上げます。

簡単ですが、これで私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

- 総務課長（伊勢 聡） 続きまして、後藤教育委員長から御挨拶をお願いいたします。
- 教育委員長（後藤眞琴） この総合教育会議によって、美里町の教育がますますよくなっていくことを願っております。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（伊勢 聡） ありがとうございました。

日程第3 協議事項

- 総務課長（伊勢 聡） それでは、早速ではありますが協議事項に入りたいと思います。

ここからは着座をさせて進めさせていただきたいと思います。御了承願います。

初めに、協議事項（１）総合教育会議の設置について、事務局から説明願います。

- 総務課秘書室総合調整係長（伊藤博人） 事務局の総務課秘書室の伊藤と申します。総合教育会議の担当をすることとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから資料１総合教育会議の設置について御説明申し上げます。なお、着座のまま御説明することを御了承いただければと思います。

それでは、総合教育会議につきましては、先ほど町長の御挨拶の中でも御説明申し上げましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、今年度、平成27年4月1日から施行されることにより、全ての地方公共団体によって設置されるものでございます。こちら、文部科学省の見解では、設置につきましては、条例または規則において総合教育会議の設置を定める必要はないという見解を公に示していたところではございますが、本町といたしましては制定権者が町長となる規則によって設置規則を定めさせていただいたところでございます。

資料別紙の総合教育会議設置規則をご覧くださいと思います。

こちらの内容につきましては、本当、簡素なものではございますが、全部で9条から成る規則でございます。

1条につきましては、会議の設置をうたわせていただいております。

2条につきましては、こちらの会議でどのようなことを協議・調整するのかという協議事項

等について制定したところでございます。

3条につきましては、こちらの会議の構成員、会議は町長及び教育委員会で構成するということをうたっております。

4条につきましては、会議の招集方法です。こちらは町長が招集するということでうたっております。

そして、5条につきましては、意見聴取ということで、こちらは協議を行うに当たって必要がある場合には、関係者または学識経験を有する者の出席を規定いたしてございます。

6条につきましては、会議の公開についてうたっております。こちらは基本的に原則で国のほうでも公開に努めてくださいということで通知が来ております。本町におきましても、総合教育会議は公開という形で進めさせていただきたいと思っております。

7条につきましては、公開に伴った後、議事録の作成と公表について規定しております。

8条は、事務局。事務局は町長部局総務課に置くということで規定しております。

あと、9条が補則とさせていただいております。

資料1に戻っていただければと思います。

こちらは会議の位置づけですが、町長と教育委員会という執行機関同士の協議・調整を行う話し合いの場ということで総合教育会議を位置づけております。こちらは地方自治法上の附属機関には当たらないこととされております。

会議につきましては、先ほどの規則にもうたっておりますが町長が招集することと、基本は町長が招集する形で進めさせていただきたいと思っております。ただ、教育委員会におきましても、その権限に属する事務について協議する必要がある場合には、町長に対して協議する具体的事項を示した上で会議の招集を求めることができるところにおいて定められております。

会議の構成員につきましては、先ほど御説明しましたとおり町長及び教育委員会という形となります。原則として教育委員会からは教育長及び全ての教育委員の皆様の出席が基本でございますが、緊急の場合には地方公共団体の長と、こちら教育長という形で新法の区分で記載させてもらっておりますが、教育委員長や教育長、少数のみで会議を開催することが可能であると国のほうで見解を示しているところでございます。

ただし、この場合におきましては、事前に対応の方向性についてだけは教育委員会の意思決定がなされている場合や委員長に対応を一任している場合はその範囲内で調整や決定を行うことが可能でございます。そうでない場合は、総合教育会議においては、一旦態度を保留した形で教育委員会において再度内容を検討した上で改めて町長と協議・調整を行う必要があるとさ

れております。

続きまして、2ページの御説明をさせていただきます。

会議における協議や調整事項等でございます。

主に総合教育会議におきましては、協議・調整事項としまして、大きな項目として教育の大綱の策定に関する業務。本日御説明しますが、こちらの会議の中で教育に関する、教育に係る大綱を定めることとされております。

続きまして、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育に講ずべき施策、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策が協議・調整事項として想定されております。

例えば、想定される事項におきましては、こちらは文科省の文書からちょっと抜粋させていただきましたが、学校施設等の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項について。

また、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育や保育のあり方やその連携、青少年健全教育と生徒指導の連携、居どころ不明の児童生徒への対応。ほかには、福祉部局と連携した総合的な放課後対策や子育て支援のように、こちらは町長部局の部分と教育委員会の事務との連携が必要な事項について、協議・調整事項として想定してございます。

あとほかには、児童生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について、協議・調整事項として想定してございます。これは具体的には、児童生徒等の生命または身体に現に被害が生じて、またはまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項や、ちょっとあってはならないことですが、いじめ後児童生徒等の自殺が発生した場合、あと通学路での交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合、国のほうで想定してございます。

あと、そのほかにも緊急の場合に該当する事項といたしまして、災害の発生により生命または身体の被害は発生していないものの校舎の倒壊などの被害が生じており、防災担当部局と連携が必要となった場合や、すみません、こちら誤字になっておりました。災害発災時の避難先での児童生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要性が生じ、福祉担当部局等と連携する場合。あと、犯罪の多発により公立図書館等を初めとした社会教育施設にいても職員や一般利用者の生命または身体に被害が生ずるおそれがある場合の対応。あと、先ほど説明したいじめによる児童生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法の重大

事態が発生した場合、こちら総合教育会議で調整を想定してございます。

こちらは、あくまでも総合教育会議の中で定められたこと、それが全て決定というわけではないという見解を国のほうで示してございます。ただし、双方が合意をした事項につきましては、互いにその結果を尊重した上で施策に反映させなければならないと定めております。

逆に、会議において協議すべきでない想定される事項につきましては、例えばですが、これはあくまでも例でございますが、文部科学省の見解では教科書の採択、あと個別の教職員の人事、あとその他政治的中立性の高い事項、あとは軽微な事務事項等につきましては総合教育会議の中において協議すべきではないという見解が示されております。

あと、町長または教育委員会が特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議・調整を行う場というのがこの総合教育会議でございまして、例えば教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し調整する趣旨で設置するものではないということをつけ加えさせていただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、私のほうからの説明とさせていただきます。

- 総務課長（伊勢 聡） ただいま事務局から説明がありました設置規則の内容につきましては、事務局が中心となりまして町長部局で内容について精査した上であらかじめ教育委員の皆様にもお目通しいただいたものでございます。設置規則につきましては、御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 総務課長（伊勢 聡） それでは、会議の運営に関しましては、この規則に基づき進めさせていただきたいと思います。

また、先ほど事務局から説明した事項等について御質問等ございますでしょうか。ございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、次に協議事項（２）総合教育会議における確認事項について、事務局から説明願います。

- 総務課秘書室総合調整係長（伊藤博人） それでは、続きまして資料の２番目、総合教育会議運営における確認事項について御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、一番初め、１）といたしまして、総合教育会議の年間スケジュール。私どもの案について御説明させていただきたいと思います。

総合教育会議の開催時期及びスケジュールにつきましては、先ほど資料１で説明した、例えば教育委員会サイドからの喫緊の課題などについて協議を要する場合を除きまして、大体おお

むね年間2回程度の開催を予定したいと考えております。大体の時期なのですが、こちらの表のほうに示させていただいておりますが、年度の頭、ちょうど今ぐらいの時期、4月から5月ぐらいに、新年度に、きょうも教育委員会事務局、あとうちの町長部局からは子ども家庭課のほうにおいて施策の課題について御説明させていただきますが、重点的施策や関連課の課題について話し合いを行う場を年度初めに開催させていただけたらと考えてございます。

あとほかに、秋口です。こちらはちょっと幅を持たせて9月から11月ということで今回御提案させていただいておりますが、教育行政との重要施策の方向性の検討です。新年度予算の検討の前に、この会議においていろいろお話しさせていただけたらと考えているところでございます。

続きまして、2) 番目、会議の事務局でございますが、町長が会議を設けて招集することに鑑み、町長部局の総務課を事務局とすることと規則においても定めさせていただいております。ただ、ほかにどうしても教育委員の皆様と日程調整や、あと意見の部分で調整が必要なことから、事務局との調整役として教育委員会の事務局のほうにも調整担当者を置くこととさせていただけたらと考えてございます。

3) 番目、会議の進行につきましては、ほかの自治体、まだ総合教育会議を開催されている自治体はかなり少ないということで、状況をちょっとわかっていない部分もございますが、町長はじめ教育委員の皆様が協議・調整事項に集中できるよう、会議の進行につきましては、本日も進行を務めております総務課長が行うこととさせていただきたいと思っております。

続きまして、2ページ目をご覧くださいと思います。

4) 番目、会議の公開と議事録の作成及び公表についてでございます。

規則においても規定させていただいておりますが、会議は原則として公開とさせていただきたいと思っております。

そして、こちらの説明に入る前に、今回資料としてお示した総合教育会議の公開及び傍聴に関する規程(案)をご覧くださいと思います。

規則においては、ただ公開するということで定めさせていただいておりますが、こちら本日、案として、会議の公開の手法及び傍聴の部分を規程(案)として本日お示しさせていただいております。

そして、こちらの趣旨としましては、総合教育会議の会議の公開に関して必要な事項を定めたものとなっております。こちらにつきましては、本町の附属機関の会議の公開に関する規程の部分をベースに作成したものでございます。

こちらの内容につきましては、2条において、会議の公開について規定しております。

あと、3条におきましては、会議開催の事前の周知です。こちらは教育委員会の定例会でもすし、附属機関もですが、会議を開催しようとする日の10日前までに会議開催のお知らせをホームページ等を用いて住民の方に周知したいということをうたったものでございます。

第4条につきまして、会議の公開の方法について規定しております。

あと、第5条が傍聴の手続です。傍聴する方の手続、どのようなことでやってくださいということによって定めてございます。

あと、こちらはうちの町はほとんど該当する方はいないのですが、傍聴できない場合を規定させていただいております。

あと、7条も同じように、傍聴される方が守るべき事項について記載してございます。

あと、8条は傍聴される方の写真や映像、あと録音の部分、こちらについて規定しております。

あと、9条で係員の指示について、10条については違反があった場合の措置について、11条については傍聴される方の退場について、あと12条で会議資料の提供、13条におきましては議事録の作成ということで、主なもので案として調製いたしました。

それで、本日この会議でお諮りしたいのが、議事録の作成につきましては、事務局におきましては要約筆記ではなく全文筆記で調整したいと考えております。そして、こちらにつきましては調製でき次第、町のホームページや行政情報コーナーで公表したいと考えております。こちらの部分、本日お諮りいたしたいと思います。

あと、議事録、我々が想定している公開までの期間は、本日の会議が終わりましてから大体1カ月から1カ月半を想定しているところでございます。

あと、ほかに本日ちょっとお諮りしたいのが、まず規程の内容です。そして、規程の内容の部分で、第2条の要件で、会議の構成員の3分の2以上の多数で決定した場合、案件について非公開とするとこちらの案のほうで規定してございますが、例えば議題が1件だけ、それも非公開の要件に該当する会議にあった場合取り扱いをどうするか、本日御確認させていただければと思います。

あと、規程（案）の第4条で、傍聴者の定員です。こちらをうたっておりますが、教育委員会定例会及びほかの附属機関においては、傍聴定数はほとんどの会議で5人という形で行っている会議が多いことから、総合教育会議においても傍聴定数5人程度とさせていただきたいということで、事務局案で本日晒させていただきます。

ただし、5人という形ではなくて、5人程度という形で設定させていただければと思います。そちらの理由につきましては、こちら第4条第3号におきまして、定数を定めるに当たってはより多くの方が傍聴できるよう配慮するものとするということで規定させていただいております。それで、ほとんどの総合教育会議は、本日こちらで行っております本庁舎の会議室で開催したいと現在のところ考えておりますが、なるべく一応周知につきましては5人程度という形でお示しさせていただきたいとは思っておりますが、傍聴される方は少しでも多く、きっちり5人という形で縛るものではなくて、少しでも傍聴したいとこちらに来られる方を排除しない形で会議の内容を聞いてもらいたいということから、5人程度ということで周知の際はさせていただきたいと思います。それに伴いまして、こちら規程（案）につきましては、人数についてはこのような形で規定して、人数ははっきりうたわないような形で規定させていただけたらと考えてございます。

あと、もう1点でございますが、議事録の署名につきまして、議事録を調整した後に議事録の内容について皆様に御確認いただいた上で、出席した教育委員の皆様の中から、2人署名人ですね、本日は一番最後にお話しさせていただきたいと思っておりますが、2人の署名人を選出した上で内容の確認の署名をさせていただきたいと考えてございます。

そして、議事録公開までのイメージといたしまして、2ページの下に示させていただいております。まず、各総合教育会議におきまして署名人2人を選出した後、会議終了後、我々事務局のほうで議事録を調製させていただきたいと思います。そして、議事録の素案ができた後、こちらの議事録の案につきましては町長はじめ全ての教育委員さんへ私どものほうから議事録の案を送付させていただき、内容について御確認させていただきたいと考えてございます。そして、そちらの中身につきましてはある程度の期限を設定した上で、意見等がある場合には総務課の事務局か教育委員会事務局へ御連絡いただき、内容、そのご意見を確認した上で修正をいたしたいと考えております。それで、そちらにつきましては、再度録音声の確認をした上で修正して、その中身を御意見をいただいた委員さんに御確認をさせていただけたらと考えております。それで、調整が終わった議事録の案につきましては、直近の教育委員会の定例会の場で事前に指名をさせていただいた委員さんに署名をいただき、その後、町のホームページまたは町の行政情報公開コーナーにおいて議事録を公開させていただきたいと考えてございます。

以上で私のほうからの御説明を終わります。

- 総務課長（伊勢 聡） ただいま事務局から説明をさせていただきました会議における確認事項につきましては、1項目ずつ御参集の皆様にお諮りしながら進めさせていただきたいと思

ます。

初めに、１）総合教育会議の年間スケジュール（案）について、何か御質問等ございますでしょうか。

- 町長（相澤清一） 皆さんから何もなければ、私のほうから教育委員会にちょっとお願いをしたいと思います。
- 総務課長（伊勢 聡） 町長お願いします。
- 町長（相澤清一） 今後のスケジュール（案）についてでございますけれども、２つほど議事をしたいと思っております。

一つは、学校再編ビジョンについてと学校給食の公会計化のことでございますけれども、まず学校再編ビジョンについて、３月の議会の定例会でも一般質問の中に出ましたけれども、今後、このスケジュール的なものはどのようにするのかと。議会の答弁の中では、少子化進行による本町における学校再編に係る質問の中で、学校教育環境審議会から答申された内容を尊重しながら、学校教育環境整備に関する方針となる原案を協議していると。加えて、２月に保護者や教職員を対象に実施したアンケート調査における意見を踏まえて協議を進めながら、総合教育会議の場で町長と協議を行った上で住民懇談会などを開催し、広く住民から学校再編の意見を聞きたいと、そのように答弁をしているわけでございます。

それで、総合教育会議の場で私と協議を行う時期はいつごろを想定しているのかと。そして、今年度この学校再編ビジョンについては、１２月を目途にということでございますけれども、その進捗状況と策定までの具体的なスケジュールはどのようになっているのか、まず１点お聞きします。

それから、学校給食費の公会計化についてでございますけれども、今後、総合教育……、この場で何か協議・調整をすることがあるのかどうか。その辺２点、お聞きしたいと思います。

- 総務課長（伊勢 聡） ただいま町長から、２点ほど質問がございました。学校再編ビジョンの関係、それから２点目、学校給食の公会計化についてでございますが、この質問についての回答につきましては教育委員会事務局からお願いいたしたいと思っております。では、後藤委員長お願いいたします。
- 教育委員長（後藤眞琴） その問題に関しましては、協議事項の（３）美里町における教育行政の課題について、１）美里町の教育における当面の課題について、そこで御説明を事務局のほうからしていただきたいと考えておりますので、そのところでよろしいでしょうか。
- 総務課長（伊勢 聡） 今、後藤委員長から回答がございましたが、これからの協議事項

(3) の中で事務局から説明をするということでございます。町長、よろしいでしょうか。

○町長(相澤清一) では、その2点、後でお願いいたします。よろしいです。

○総務課長(伊勢 聡) そのほかございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、次に2) 会議の事務局についてにつきましては、資料1において御説明したとおり総務課に置くこととさせていただきたいと思いますが、ほかに事務局との調整役として教育委員会事務局に調整担当者を置くこととすることに、何か御意見等ございますでしょうか。(「なし」の声あり)

なければ、事務局を総務課、それから教育委員会事務局に調整担当者を置くことといたします。

次に、3) 会議の進行について何か御質問等ございますでしょうか。会議の進行につきましては、会議の招集を行う町長ではなく、総務課長とすることとしてよろしいでしょうか。(「はい、よろしくお願いします」の声あり)

それでは、最後でございますが、4) 会議の公開と議事録の作成及び公表について確認をしていきたいと思います。

初めに、会議の公開について、資料1において原則公開とする旨を御説明させていただきました。本日、この場において皆様にお諮りしたいことは、非公開とする案件について、会議の複数の調整事項の中の1つが非公開とすべき案件の場合には、会議の場において非公開としたい旨をお諮りし、その案件についてのみ傍聴される方々に退席いただくようにすればよいのですが、会議において調整事項が非公開に該当する案件1件のみであった場合、会議において公開・非公開を決定する場合、その場において非公開となった場合に、傍聴に来られた方々に無駄足を踏ませてしまうことになってしまいます。このような場合の取り扱いについて、この場においてお諮りしたいと思います。このことについて何か御意見ございますでしょうか。

○教育委員長(後藤眞琴) このことについて、教育委員会は前日勉強会を開いたのですが、このことについてみんなで話し合ったのですが、意見が出なかったんです。そのままにしまして、これは僕もうっかりしていたのですが、

○総務課長(伊勢 聡) それでは、事務局のほうから事務局案として、今お話をさせていただきたいと思います。

○総務課秘書室総合調整係長(伊藤博人) では、私のほうから事務局案につきまして御説明させていただきます。

例えば、総合教育会議において非公開と思われる案件1件のみの協議で会議を開催すると

った場合がございますが、私のほうの案といたしましては、例えば町長部局から会議をしたいという案件、非公開に該当すると思われる場合が1件あった場合には、町長と教育委員会の代表、今でいうところの教育委員長に、公開・非公開の是非についてあらかじめこういう案件があるんだけれどもということで協議してもらった上で、どうするか、非公開とするかということを決定させていただけたらと考えております。

逆に、教育委員会から発出する議題案件、非公開に該当しそうな案件1件だけであった場合につきましては、事前に教育委員の皆様で公開とすべきか、非公開とすべきかの是非について、事前に意思統一をいただいた上で、同様に町長と教育委員会の代表の2者で公開・非公開の是非について協議をいただくというような形で進めさせていただければと考えてございます。

ただし、会議が非公開1件だけで非公開にすべきもの……、今ホームページのほうにおきましても、4月後半から総合教育会議ということで町で立ち上げますよということで、ページをまだ簡易なものではありますが公開しているところでございます。そちらにつきましては、会議の開催の履歴、何月何日に会議がありましたということだけは、広く住民の皆さんにアナウンスはさせていただけたらと考えてございます。ただし、ほかの会議は、中にどういう案件、議題がありましたよということと会議録ということで順次公開したいと思いますが、その例えば1件だけ非公開の場合は、例えば仮に次に非公開の案件の会議があった場合は、「第2回教育会議が何日に開催されました。内容については、何条に規定された条項により非公開にさせていただきます」と、開催された履歴だけをアナウンスさせていただけたらと考えてございます。

以上で事務局案の説明を終わらせていただきます。

○総務課長（伊勢 聡） 今、事務局のほうで案をお示しいたしましたが、皆様からこの案につきまして御意見等ございましたらお願いいたします。

○教育委員会委員（成澤明子） 非公開案件については町長と委員長が会議して、非公開の是非を協議して決めて、公開しない場合もあるし非公開とする場合もあると、そこで決まるわけですね。（「はい」の声あり）

○総務課長（伊勢 聡） それでは、そのほか御意見がなければ、ただいま事務局で説明させていただいた……。どうぞ。

○教育委員会教育長（佐々木賢治） 確認させていただきたいのですが、非公開にするに当たって、内容等について町長と委員長の打ち合わせ、それは問題はないと思います。

それで、その総合教育会議の案件が1件のみ、1件のみでそれが非公開となる場合のみ、今

の委員長と町長の打ち合わせ。案件が1件のみの場合ですね。その1件が非公開だと。例えば、3件案件があって、その内の1件を非公開にしたいのですがどうしたらいいのでしょうかというのは、この3分の2以上というのが生きてくるわけですね。案件が1件のみについて総合教育会議をやるときに、せっかく傍聴の方が見えたときに、「1件のみ、非公開です」となった場合、大変これは御迷惑をおかけするので、事前に委員長と町長で協議をして、非公開にする場合は事前に住民の方々にお知らせをします。そういった考えで……、（「はい、そのように考えてございます」の声あり）はい、わかりました。

- 町長（相澤清一） 基本的に、公開・非公開というのは、やはり公開が原則なんですけれども、やはりその辺は慎重に。ただ、やっぱりいろんな問題もはらんでくる。特に子供の問題とかそういうのがはらんでくるとなかなか公開で協議ができないという部分もございますので、その辺は教育委員会としっかりと協議をしながら、その方向性を間違わないように、当然非公開にする場合においても、公開する場合においても、その辺はしっかりとしていかなければいけないということで、確認でございますので。

○教育委員会教育長（佐々木賢治） ありがとうございます。

- 教育委員長（後藤真琴） もう一つ確認。その1件のみという、それを限定する必要があるのかどうか。その議案2件が、（「2件が全て非公開で……」の声あり）ええ。ある場合も可能性としてはあり得るのではないかと。（「そのとおりでございますよね」の声あり）ですから、原則的には、今町長さんがおっしゃったように原則公開とすると。それでやむを得ない場合は非公開とすることもあり得ると。そのときには、教育委員会の代表と町長とがお話しして決めると。

- 町長（相澤清一） 教育委員会はまた逆に、教育委員会の皆さんで協議をしていただいて、そしてそこでまとめていただいて、私と協議すると。そのようなことです。

- 教育委員長（後藤真琴） 原則は、教育委員会の代表は、教育委員会で合意されたことを踏まえてしなければならないことになっておりますので。

- 総務課長（伊勢 聡） そのほかございませんでしょうか。

それでは、会議の非公開につきましては、今の話し合いのとおりとさせていただきたいと思えます。

次に、議事録の調製について、事務局案の全文筆記として議事録を調製することに対して、何か御質問や御異議等ございませんでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは、ないようでございますので、次に事務局からお示しをさせていただきました会議

の公開及び傍聴に関する規程（案）について、御意見や御質問はございませんでしょうか。ございませんか。（「ちょっと今、聞き逃した」の声あり）

それでは、もう一度お話しいたします。

先ほど、事務局からお示しさせていただきました会議の公開及び傍聴に関する規程（案）について、御意見や御質問等ございませんでしょうか。委員長。

- 教育委員長（後藤眞琴） この第4条のところ、「会議の公開の方法は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする」。これはこの前の教育委員会の勉強会では問題にならなかったのですけれども、2項目「町長は、必要に応じて会議を傍聴できる者の定員を定め、それに対応する傍聴席を設けるものとする」。この「必要に応じて」というのが拡大解釈される余地があるんじゃないかという一つの意見。

それから、3項目。「前項の規定により傍聴人の定数を定めるに当たっては、より多くの者が傍聴できるよう配慮するものとする」となっておりますのですけれども、事務局案に示された先ほどの傍聴者定数について、これは5人としている会議が多いことから、省略しましたけれど、総合教育会議においても傍聴定数を5人したいというふうになっているのを、先ほどの説明で5人程度と見直したり、これは教育委員会の先ほどの勉強会では、ちょっとその5人程度では、第4条の2項と3項が矛盾するのではないかというふうな意見だったのですけれど。

- 総務課長（伊勢 聡） では、事務局から回答いたします。

- 総務課秘書室総合調整係長（伊藤博人） それでは、今、後藤委員長からお話がありました「必要に応じて会議を傍聴できる方の定員を定め」、こちらは私のほうでは会場の大きさによってという意味合いでこのような文言で規定させていただいたところでございます。それで、先ほど私のほうからも御説明はさせていただきましたが、すみません、5人程度ということでアナウンスしたいということで御説明させていただいたところでございます。

ただ、あくまでもこちら規程（案）のほうには、何人という形で定めるものではないということだけ申し合わせていただけたらと思います。例えば、先ほど私のほうからも説明しましたが、総合教育会議の会場につきましては、この本庁舎の会議室で今後も開催……、そのときの状況において、もしかしたら会場がほかの会場となる場合もあるかもしれませんが、総合教育会議の会議につきましてはこの場で開催できたらと考えているところでございます。そして、本日も傍聴の方がおいでになっておりますが、会場の席につきましては、机はある分を全部使いまして12席は確保できている状況でございます。ただ、そのときの状況において、会場がもしかしたら仮に狭くなる場合もあるので、そちらを想定して5人程度ということでちょっと御

提示させていただいたところではあるんですね。ただ、どうでしょうね、この辺。

例えばなんですが、4条の部分です。第2項、第3項をこのような形で案として提示させていただいたところではございますが、例えば今後、ちょっと今この場の会議でいろいろお話しして決定したことを、最終的に法令担当者のほうと文言の調整も必要になってくることになると思いますが、例えば第4条で、「会議の傍聴を認めることにより行うものとする」。あとそこに2項、3項という形ではなく、「また、傍聴席の定員は会場の規模に応じて調整する」というような形で文言を入れたらいかがでしょうか。そうすると、そのときそのときの会議の大きさによって定数を定めるという形にもできるかと。例えば、きょうのこの会議の大会議室を使う場合は、席は12席確保できるような状況でございますので、10人程度という形で事前の周知ができるかとは思いますが。

- 総務課長（伊勢 聡） では、委員長お願いします。
- 教育委員長（後藤眞琴） 基本的には、傍聴者がたくさん来て傍聴できるようなことを考えてこの規則をつくと。これが僕は基本だろうと思うんです。（「はい、そのとおりですね」の声あり）なぜかといいますと、情報は原則公開すると。それで、やむを得ない物理的な、部屋とかその他、ある場合があるから、こうやってある程度の人数制限をしなければならないんだと。それに反するような規定は設けないと。これは基本だろうと思うんです。（「そのとおりですね」の声あり）

ですから今、部屋の数に応じてというのと、わざわざ部屋を少ないところを選ぶ可能性もないわけではないというふうに疑われる余地はあるんじゃないかと思うんですよね。ですから、その辺の基本を踏まえた規則、規程ですか。作るのが僕はいいいのではないかと思うのですけれども。町長さんはどうですか。

- 町長（相澤清一） 総合教育会議でそういうふうに住民の方々が100人も200人ということは、傍聴に来るということは、私は想定もされないし、そういう案件はないのかなとは思いますが、やはり町民の方々がやっぱり知る権利は当然ありますから、できるだけ傍聴の人を受け入れる、そういうふうな形にはしなければいけないと。

それで、例えば前にも議会のときもあったのですけれども、議会で傍聴したときに入れないと。すぐ公民館に移してやれと言われたこともあったんです。やはりすぐといってもなかなかそれに対応はできない。しかしながら、もしそういうような重要な案件といいますか、町民の方々がやはりもっと傍聴に来るというのは、例えばそういうふうな案件なり、そういうふうな問題が発生したときには、より多くの人を受け入れるような場所を設定するということは、私

は可能だと思います。

しかしながら、現時点でこのような流れで教育総合会議が設置されて動いて、そういうふうな大きな住民の方々が傍聴に来るということがない、例えばないことを想定しながら、そういうようなことであればここで十分、多分事務局でもここでずっと行いたいと。その場合には、5名という定員は、程度ということですから、恐らく机を並べれば10人程度といえますけれども30人は十分に入れる余地がありますので、そういうふうな流れの中で十分その辺に應えることはできるのかなと。

もし、さっき言ったように、さまざまな大きな案件があった場合には、例えば公民館ということもなきにしもあらずだとは思いますが、まあそういうことまで極端なことは想定しなくても、私はいいいのかなと。ここで十分、30人ぐらい最大でも入れるのかなと、そんなようには思っていますけれどもね。

- 教育委員長（後藤眞琴） では、僕も町長さんがおっしゃるように、たくさん来るなんていうことは、この総合会議はよほどのことをしない限りあり得ないだろうと思うんです。それでも、基本的には、傍聴したい方は傍聴してくださいということを示すような文言にしておいたほうがいいのではないかと思います。
- 総務課長（伊勢 聡） それでは、会議の公開及び傍聴に関する規程（案）について、そのほか何か御質問ございますか。ございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、今、後藤委員長からいただいた意見、それから町長の意見、そしてまたこの規程を設ける趣旨を踏まえまして、会議終了後に法令担当と内容を調整した上で、修正案をもう一度お示しさせていただきたいと思いますので、このことについてはこの場での協議は終わりにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい、よろしくお願いします」の声あり）

それでは、次に議事録の署名について、事務局案では2人ということで御説明したところでございますが、これにつきまして何か御意見等ございますでしょうか。（「なし」の声あり）

ないようでございますので、次に協議事項（3）美里町における教育行政の課題についてに入りたいと思います。

初めに、1）美里町の教育における当面の課題について、教育委員会事務局から資料の説明をお願いいたします。それでは、委員長お願いいたします。

- 教育委員長（後藤眞琴） 今年度当面している課題は、まず美里町の将来の学校のあり方について、再編を含んでそのビジョンを作成することがまず大事です。

次には、先ほど町長さんがおっしゃった公会計化の問題。これはもう、ほとんど、事務局から後で説明がありますけれども、議会で約束したとおりできるはずでございます。

それから、もう一つは、これは今年度に限った問題ではないのですけれども、基礎学力の向上についての課題です。

これらにつきましては、今まで取り組んできたことと今後の取り組みについて、課長補佐の寒河江さんから説明していただきたいと思います。寒河江さん、よろしくお願いします。

○総務課長（伊勢 聡） では、寒河江課長補佐、お願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉） それでは、今、後藤委員長のほうから、美里町の教育における当面の課題についての１つ目、学校再編ビジョンについて、事務局教育総務課のほうから説明という御指示がありましたので、私は教育総務課の寒河江と申します。簡単に説明させていただきますと思います。

その前に、追加の資料をお配りさせていただきたいと思います。では、すみません。座って説明させていただきます。

まず、今日、総合教育会議の事務局秘書室のほうで用意していただきました資料につきましては、資料３－１となっております。公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定についてという文部科学省から出された通知でございます。これについては、枚数が４７ページほどございますので、内容の一つ一つの説明は省かせていただきますが、文部科学省、国が、今年の１月に全市町村に対しましてこういった策定の手引きを行いました。それに基づきまして、各自治体、教育委員会のほうで進めていただきたいというものでございます。

これは国の考え方でございますが、美里町においてはもう既に２年ほど前から学校のあり方につきまして協議を進めているところでございます。先ほど町長からのお話があったとおり、平成２４年に美里町学校教育環境審議会を立ち上げまして、将来の美里町の小中学校、幼稚園を含めて、あり方などを審議いただきました。約２年間の審議期間を経まして、平成２６年３月には答申という形で答申をいただいております。その答申の内容につきましては、町のホームページ等によりまして、町民の方々にもお知らせしているところでございます。

その将来の学校のあり方につきまして、教育委員会ではその答申を尊重しながら、今年度、学校再編ビジョンとしてまとめるべく今進めているところでございます。それが、ただいま追加の資料でお配りさせていただきました学校再編ビジョンスケジュール（案）というものでございます。これは、さきに行われました平成２７年３月の教育委員会定例会において教育委員会の中でお示しし、了解を得ているところでございます。

その内容をもって、先ほど町長から今後のスケジュールというような御指示がありましたので、その説明にかえさせていただきたいと思います。

まず、昨年から教育委員会におきましては、先ほど言いました環境審議会からの答申を踏まえて、学校教育環境整備方針を平成26年度の優先課題ということで取り組んでおりました。その整備方針を行うべく、どのような形で進めていったらいいのかということをいろいろと継続して協議を行っておりましたが、昨年12月の定例教育委員会において、まずやはり保護者または学校の先生方の意見を踏まえるのが大切であるということで、アンケート調査を実施したらいいのではないかとすることを審議いただきました。その審議、アンケート調査を実施するということを決めた上で、今年の1月、教育委員会でそのアンケート調査の内容を決めました。それを2月の上旬でございましたが、保護者や各学校の先生方へアンケート用紙を配布させていただきまして、回収、取りまとめをしているところでございます。

これにつきましては、2月の教育委員会におきまして速報値の報告。また、3月の教育委員会におきましては、詳細なアンケートの回収結果を報告させていただいているところでございます。

そのアンケートの調査内容につきましては、簡単ではございますが御説明させていただきますと、美里町の小中学校の設置については、現状のままのほうがよろしいというような考え方の方が約半分以上いらっしゃるの間違いございませんでした。ただし、将来の町の少子化の問題などを考慮しますと、学校の再編なども考慮すべきではないかといった意見の方も約半数、これは小学校の部分でございますが、約半数いたといったもののアンケート結果が出ております。

それで、教育委員会といたしましては、このアンケート結果に基づきまして、今年度、町の施政方針でもあります学校再編ビジョンを策定するための準備に入っていきたいと考えています。これが、今日、今お渡ししました資料で言いますと、予定となっておりますが から までのものでございます。このアンケート集約の結果を受けまして、ことし7月から8月ぐらいをめどにしまして、今度は地域の方々に対しまして説明を行いながら各住民の方々の意見を取り入れていきたい。その意見を取り入れた上で、教育委員会としまして、その教育に関する大綱の案になるものをまとめた上で、町長に対して総合教育会議の開催などの依頼をしながら、その大綱の中身の位置づけを行っていきたい。また、それと同時に学校再編ビジョンの案なども作成していきたいと考えております。

先ほど事務局のほうから、9月から11月にかけてもう一度この総合教育会議を開催するんだ

ということがありましたが、その時期にあわせて、この学校再編ビジョンの案、あとはその大綱にのせるべき案を教育委員会のほうでまとめていきたいと考えております。

また、一番最後になっておりますが、今年12月ぐらいをめどに学校再編ビジョンの案を住民の方々にお示しし、これはパブリックコメントという形になりますけれども、それに対する意見なども聞きたいと考えております。ですので、先ほど町長のほうから再編ビジョンのスケジュールということでお話がありましたが、教育委員会としましては、今年度は教育に対する大綱の作成等と再編ビジョンの部分をうまく調整をしながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上が学校再編ビジョンのスケジュール関係の御説明でございました。

- 総務課長（伊勢 聡） それでは、ただいまの説明について、何か御意見や御質問等ございますでしょうか。町長。
- 町長（相澤清一） 今、事務局から今後の流れはわかったのですけれども、教育委員会でこれからその学校再編ビジョンについて協議をするというのは、大体このスケジュールを見ると7月、8月過ぎからいろんな座談会などを通して、その後に協議をするというような考えでいいのかどうか。それ以前にそういうような部分は少し、若干なりとも協議をするのかどうか。しないで、あくまでも地域懇談会なんかを開いた後に、その踏み込んだ再編ビジョンを協議するのかどうか。その辺の方向性はどのように考えているのか。
- 総務課長（伊勢 聡） それでは、今の質問について回答お願いいたします。教育委員会事務局お願いします。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉） それでは、今町長からお話があった件につきましては、教育委員会の中では、住民座談会をした後ではなく、もう既に毎月継続協議の中で進めていくということで決定させていただいております。
- 町長（相澤清一） そうですか。では、それと照らし合わせて、懇談会なんかの意見も取り入れながら形をつくっていくというふうな。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉） 懇談会の場においても、皆様方の意見を参考にしながらつくるのだよというような形もあるでしょうけれども、教育委員会としても原案、素案はやはりお示しすべきではないかといったところは、教育委員会の中で話し合われております。
- 町長（相澤清一） はい。そういう方向のほうが私は正しいとは思いますがね。わかりました。そういうような形で進めるということで理解いたしました。
- 総務課長（伊勢 聡） そのほかございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、次に公会計についての回答をお願いいたします。

○教育委員長（後藤眞琴） 事務局、寒河江さんから説明していただきます。

○総務課長（伊勢 聡） では、公会計について事務局からお願いいたします。

○教育委員長（後藤眞琴） 次長さんから説明でした。

○教育委員会次長兼教育総務課長（渋谷芳和） 教育委員会の渋谷です。私のほうからお答えさせていただきます。

先ほどの協議事項の（２）総合教育会議運営における確認事項についての１）総合教育会議の年間スケジュール（案）についての中で、町長のほうから、学校給食費公会計化についての御質問がありました。学校給食費を公会計化にするという方向性は決定されておりますので、この総合教育会議で協議しなくてもいいというのが事務局の考えであります。

それで、学校給食費の公会計化につきましては、４月に町内の各小中学校のＰＴＡ総会の席をお借りいたしまして説明いたしております。それで、住民懇談会も開催するということで教育委員会のほうでは決定しておりますので、６月末、２７日だったと思いますが、住民の方に対する説明会を開催しながら、またパブリックコメントを６月から７月、３３日間、パブリックコメントを経て、住民の方の御意見をお聞かせいただきながら、９月の議会に条例案を提出したいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（伊勢 聡） それでは、今、学校給食費の公会計化につきまして説明がございましたが、このことについて御質問等ございますでしょうか。（「理解しました」の声あり）教育長、お願いします。

○教育委員会教育長（佐々木賢治） 質問ではないのですが、今、渋谷次長の文言の中で一部訂正させていただきます。

公会計化に向けて、総合教育会議の案件に事務局として提案、案件として出さないというお話がありましたが、事務局ではなく、教育委員会でこれはもう既にその方向でやりましょうということが決定されておりますので、教育委員会としてということに訂正をお願いいたします。

○総務課長（伊勢 聡） ただいま教育長のほうから訂正の申し出がございました。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、そのほか御意見等ございますでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは、ないようでございますので、次に２）町長の事務局における教育施策と連携が必要な課題について、本日会議に参加いたしております子ども家庭課安部課長から御説明申し

上げます。

○子ども家庭課長（安部直司） 子ども家庭課長の安部直司です。よろしくお願いいたします。

それでは、着座させて説明させていただきます。

3、町長の事務局における教育施策と連携が必要な課題についてであります。

まず、1点目でありますけれども、現在の保育所待機児童の対策と現状についてでありますけれども、美里町をはじめとしまして各市町村、非常勤、臨時の保育士の確保が難しい状況が続いております。そのため、美里町といたしましても、平成25年度に保育士確保のための賃金の改善を行っているところであります。時給から月給へ切りかえを行っております。賃金のほうも時間単価1,000円から1,100円と。それから、勤務時間につきましても6時間から7時間。月額報酬につきましても13万1,000円から16万1,700円というふうにしまして、雇用につきましても継続雇用が可能な形にしているところであります。

しかしながら、賃金、雇用等の見直しを行いましたけれども、今年度も保育士が不足している状況が続いております。不足については記載のとおりでございます。

平成27年度小牛田保育所、なんごう保育園、入所申し込みの状況でありますけれども、4月1日入所希望につきましては、待機児童が小牛田保育所では15人、なんごう保育園では5人というふうになっておりまして、小牛田保育所の3・4歳児につきましては、こごた幼稚園、ふどうどう幼稚園に入園をしているところであります。

次のページをごらんください。

といたしまして、待機児童解消に向けた各施策といたしまして、現在子ども家庭課が窓口となりまして、他市町の認可保育所のほうに橋渡しを行っているところであります。

口といたしまして、認可外保育所施設入所に対する助成金制度の拡大ということで、平成26年4月からは、これまで町内だけの施設が対象だったものにつきましては、町内・町外問わず該当ということで、3歳未満児の子供のいる保護者に対しまして月額1万円の助成を実施しているところであります。26年度は45人分、金額にいたしまして539万円ほど助成しているところであります。

八、町内認可外保育施設低年齢児保育事業補助金。認可外保育施設の経営の安定化を図るため助成を行っている。26年度は5施設で569万円ほどを助成しているところであります。

二、認可外保育所及び事業所内保育所の開設希望者への情報提供を行いまして、26年度からこれまで5施設だったものが6施設ということになっております。

ホ、認可外保育所に対して保育所の運営費の支弁を行っているところであります。26年度中

につきましては、大崎市 9 保育所に対しまして、保育所に入所している子供 30 人、これらのお子さんに対して 2,016 万円ほど支出しているところであります。

2 としまして、保育所の待機児童の解消の課題とあります。

小牛田保育所分園につきましては、旧不動堂幼稚園を活用いたしまして保育を実施しております。平成 25 年度までにつきましては、デイサービスと併室だったものですから、待機児童対策といたしまして、デイサービスをさるびあ館に移しまして、保育室で 2 部屋を増室しているところであります。分園につきましては、1 歳児・2 歳児を対象として保育を行っております。増室によりまして、1 歳児、これまで 12 人だったものが 18 人に、2 歳児につきましては 17 人から 24 人というふうに、13 人の受け入れ拡大を行っているところであります。分園の増室後、1・2 歳の待機児童は減少しておりますけれども、ゼロ歳児の待機児童は今年度ふえました。

また、2 歳児の小牛田保育所の定員、本所・分園合わせまして 36 人。町内の認可外保育施設を利用している 1 歳児につきましては 13 人。合わせて 49 人おりまして、3 歳児に進級する際には、小牛田保育所の 3 歳児の定員が 23 人でありまして、そのため半数以上のお子さんが保育所から幼稚園へ移行せざるを得ないような状況になります。

保育所と幼稚園の子どもを預かる時間帯につきましては、朝 7 時から 19 時まで、12 時間というふうになっております。預かる時間は一緒であります。

保育所の 3・4・5 歳児の保護者が幼稚園に入園を希望しない理由といたしましては、給食がないこと、そういったことが要因として挙げられます。また、幼稚園は参観日など保育所と比べまして各種行事が多いことから、保護者の方が休みをとれないというようなことも聞かれております。

現在は 7 時ですけれども、例えば夜 7 時半とか 8 時まで夜間保育を拡大する、そういった保育サービスを展開するには人的措置が必要になりますけれども、美里町では職員定数の適正化計画に沿いまして、職員数の抑制を進めてきているところです。そうしたことから、保育所だけを偏重して増員することができません。そうしたことから、非常勤保育士で対応している状況であります。

財源を効率的・効果的に活用しまして、保育ニーズへの対応や待機児童の解消、そして子育て支援を進めるための運営の方向の一つとして、これからは公設民営、民設民営について検討していく課題となっております。

次のページをごらんください。

今後の保育所につきましては、3 歳以上は学校教育ということが必要ではないかというふう

に考えております。図に教育と学校教育となっていますけれども、こちら入れかえていただきたいというふうに思います。やはり3歳以上につきましては、学校教育、保育所と幼稚園がそれぞれの分野で専門性を発揮した子供の資質を伸ばすような体制整備を行う必要があると考えております。

保育所につきましては、指導主事訪問あるいは公開保育研究会、そういったものはありません。そうしたことから、保育指導につきましては、ほかの保育士など、そういった人から客観的に意見や指摘を受けることがないためにマンネリ化しやすい状況があります。そのため保育所の3・4・5歳児の担当者につきましては、幼稚園での学校教育を指導してきた経験者、そういった方を充てるために人事交流を頻繁に行う必要があるというふうに考えております。

3点目といたしまして、保育所の運営に関する検討項目。

町直営保育所の運営に関しましては、現在、正職員率が23%前後ということになっております。非常勤職員の人数を町の正規職員として雇用することにつきましては、先ほどお話ししました職員の定員の管理計画、上、困難な状況がありますので、町全体として事務事業のアウトソーシングを現在進めておりますので、下記の項目につきまして検討を進めているところであります。

公設民営方式の検討です。保育所の民営化に当たりましては、知っている保育士がいることで……、「乳幼児は」となっていますけれども、ここは「乳幼児や」に直していただければいいでしょうか。乳幼児や保護者の不安を解消し、保護者が安心して乳幼児を預けることができるようにすることが肝要となっております。開設当初は公設公営としながらも、公設民営方式への移行についても視野に入れ、運営する相手を募集しながら進めていく必要があると考えております。

その考え方の例といたしまして、1点目が、町の保育所の設置主体として責任を持ちつつ、法人等を指定管理者とすることについて検討及び調整を行うと。括弧して、（保育所の管理運営は、町と指定管理者が取り交わす協定書に基づいて行う）と。

2つ目としましては、次のページです。公設民営による保育所の管理運営が一定期間経過し、安定的・継続的に充実した保育が行われる、そういった判断ができた場合につきましては、民間業者による民設民営方式に移行するということで、その方法につきましては、みずからの責任で特色を生かしていただきながら管理運営を行っていただくと。

4点目、こちらは小牛田保育所分園老朽化の対策についてであります。

子供たちによりよい環境を与えるため、築40年を経過している小牛田保育所分園について、

今後どのようにしていくのか考えていく時期に来ております。移転や建てかえを視野に入れながら、前述したアウトソーシングも踏まえまして、基本構想を平成27年度中に策定する予定となっております。以上です。

○総務課長（伊勢 聡） それでは、ただいまの説明について、何か御意見や御質問はございませんでしょうか。後藤委員長お願いします。

○教育委員長（後藤眞琴） このことに関しましては、教育委員会としてはまだきちんとしたお話し合いをしていなくて、今日、説明を聞いてからよくお話ししましょうということになっております。

○総務課長（伊勢 聡） わかりました。

そのほかございませんでしょうか。

ないようでございますので、次に協議事項（４）大綱の策定についてに入りたいと思います。事務局から説明願います。

○総務課秘書室総合調整係長（伊藤博人） それでは、私のほうから資料４について御説明させていただきます。

先ほど、資料１において御説明させていただきました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の改正によって、こちらの中で教育基本法第17条第１項に規定する基本的な方針を国が定める教育振興計画を参酌し、地域の実情に応じて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものと今回規定されてございます。

こちら、現在におきましては、美里町のエ教育行政における政策体系は、教育基本法第17条第2項で地方公共団体の努力義務とされております教育振興基本計画は、美里町は策定していない状況でございます。わかりまして、総合計画の政策体系である生涯を通して学び楽しむまちづくりにおける5つの政策により、各種の施策や事務事業をとり行っている状況でございます。

本日、事務局案としてお示しさせていただきたいのが、現在の上記の政策体系である美里町総合計画につきましては、こちら平成19年3月に策定されたものでございます。その後、東日本大震災をはじめとしまして、さまざまな環境変化に対応するため、平成23年度に総合計画の見直しを行ったところでございます。そして、23年度の見直しにより、平成24年度から今年度、平成27年度までの4年間を計画期間として、現在その計画に沿った施策展開を行っているところでございます。

こちら、本日案として御提案させていただきたいものは、こちら総合計画における教育に関する施策の展開及び目標について、先ほど説明した大綱に該当するものとして位置づけること

ができたらと考えてございます。こちらについて、この場においてお諮りしたいと思っております。

なお、こちら総合計画につきましては、先ほど御説明しましたとおり平成27年度、今年度をもってその計画期間を終了することとなります。そして、現在企画財政課を中心として、今年度内に次期計画の策定を今ちょうど開始したところでございます。そして、次期総合計画策定後、こちらの内容の教育に関する施策の展開及び目標について、それをベースとしまして大綱として調整できたらと考えているところでございます。

こちらの大綱につきましては、国のほうではいつまでに作りなさいという期限が示されておりません。それで、ただ現行の町長の任期内には必ず大綱はまとめてくださいということで、事務的な部分のコメントが出ているところでございます。それで、例えば年度内とかに限定して大綱をつくるものとはされておりませんので、こちらの大綱につきましては、本日お示しさせていただいた案をベースに継続協議とさせていただきまして、次期計画の策定状況と並行しまして今後の総合教育会議の中において情報提供または内容の確認及び調整という形で進めていけたらと考えてございます。

以上、なお、2ページ目、参考までですが、こちらは現行の総合計画の中の生涯を通して学び楽しむまちづくりといたしまして、教育施策の部分はこのような形で施策展開しておりますという形で参考までお示しさせていただいているところでございます。

以上で私のほうからの説明を終わらせていただきます。

○総務課長（伊勢 聡） それでは、ただいまの説明について何か御質問等ございますでしょうか。後藤委員長。

○教育委員長（後藤眞琴） 今、事務局から案を示されたことについて、教育委員会としてはそれでいいんでないかということになっております。

ただし、これは僕個人の意見なんですけれども、この前の勉強会のときに教育振興基本計画、平成25年6月14日の閣議決定と、それから宮城県教育振興基本計画、これは平成22年3月に宮城県教育委員会がつくっているもの。これを読ませて……、通読なんですけれども、時間がなかったの。これを踏まえて、当然総合計画はつくっていくのだろうということで、その辺のところをよろしく願いしたいと思います。（「わかりました」の声あり）

○総務課長（伊勢 聡） そのほかございませんでしょうか。

○町長（相澤清一） では、スケジュール的には今年度中、もしくはむしろ27年度内と言ったほうが……

○総務課秘書室総合調整係長（伊藤博人）　そうですね。27年度の早い段階で総合計画については素案、早い段階と言いましても秋口以降になるのですが、素案ができて、パブリックコメント、議会への説明。あと、6月には住民説明会を予定して進んでいるということで情報を今いただいております。それに鑑みまして、素案ができた段階でまずこのような形で体系ありますよという形で情報提供、秋口のこちらの会議で情報提供をさせていただきまして、あと最終的に総合計画の完成を待って、例えば年度末になるか次年度の早い段階の総合教育会議で、その事前に大綱の案というものを示させていただいた上で進めさせていただけたらと考えているところであります。

○町長（相澤清一）　では、年度内にほぼその形はしっかりとできるという感じね。

○総務課秘書室総合調整係長（伊藤博人）　そうですね。形としては、はい。

○総務課長（伊勢　聡）　それでは、協議事項（４）大綱の策定につきましては、先ほど来、事務局等から御説明のとおり、町の総合計画の進捗状況と並行いたしまして、継続して総合教育の場において御報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、（４）大綱の策定について、以上でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、これにおきまして、全ての協議事項についての調整が終了いたしました。

１点、傍聴の関係につきましては、今後、先ほど申し上げましたとおり総務課法令担当とも協議いたしまして、今後の調整の場でまたお諮りしたいと思っています。

日程第４　その他

○総務課長（伊勢　聡）　何かほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。町長。

○町長（相澤清一）　では、私のほうから１点だけこれはお聞きしたいなと思っていますけれども、今原子力災害避難計画というのを作っているわけですが、議会なんかでもいつまでにできるんだというふうなことで、本来は26年度内に作る計画だったのですが、なかなかできなかったと。今、ある程度の素案はできつつあるのでございますけれども、そういうふうな中で、総合教育会議の中でもやっぱり学校等の避難マニュアル策定なんかをやはりいろいろ議論している……、これからする立場にあるのかなと思いますけれども、その辺学校側では避難計画を調整する項目というのか、そういうのは必要ないのかどうか。まず、その点１点。

それから、保育所なんかでも協議なんかもなされているのか、また必要なのか。その点、避難マニュアルをやっぱり作成するにおいて、こっこの事務局といいますか、防災管財課だけでなく、やっぱり連携をとる必要があると思うんですけれども、その辺の調整なんかは今までや

っていたのかどうか。これからそういうようなのを含めてやるのかどうか。その辺の方向づけだけちょっとお聞きしたいのですけれども。学校側と保育所側で。

○総務課長（伊勢 聡） それでは、教育長お願いいたします。

○教育委員会教育長（佐々木賢治） 原子力対応につきましては、各学校ごとに26年度中に対応マニュアル的なものを作成しております。

それをもとに、今度は27年度につきましては、防災管財課との連携といいますか、防災管財課での対応マニュアルとの接点。当然、地域の方々との結びつきという、親に戻すまで、あるいは地域の自治防災組織、そういったところとの関連性が必要であります。

実は昨日、防災管財課とその辺について打ち合わせをさせていただきました。学校としては一応、完璧でないにしても、原子力対応について校内でどうするかと、そういったところまで進んでいる状況であります。

○総務課長（伊勢 聡） それでは、保育所のほうの件でどうなっているかお願いいたします。安部課長。

○子ども家庭課長（安部直司） 保育所につきましては、当然避難計画に基づいて作成するというようなことでありました。今日、午後から防災管財課と打ち合わせをする予定になっております。

各保育所の所長に対しましては、いつ災害が発生するかわかりませんので、防災計画の部分について、原子力災害の部分も含めた形でもっての計画は事前に作るような指導はしているところであります。

○総務課長（伊勢 聡） よろしいでしょうか。

○町長（相澤清一） できているということで、わかりました。よろしくお願いします。

○総務課長（伊勢 聡） そのほかございませんでしょうか。

それでは、最後になりますが、本日の議事録署名員を選出いたしたいと思います。本来の会議であれば、会議の冒頭に署名員を選出するところでございますが、本日は最初の総合会議ということで、先ほど規程の御承認をいただきましたので、規程のとおり2人の署名人を選出させていただきます。

事務局のほうからお諮りさせていただきます。留守委員、千葉委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○総務課長（伊勢 聡） それでは、留守委員、千葉委員に署名をお願いいたします。

日程第 5 閉 会

- 総務課長（伊勢 聡） それでは、次回の総合教育会議につきましては、おおよそ秋口を予定いたしております。開催日程の詳細につきましては、教育委員の皆様方へは事前に教育委員会事務局を通じて御相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第 1 回美里町総合教育会議の一切を終了させていただきます。

大変お疲れさまでした。

午前 11 時 30 分 閉会

上記、会議の内容に相違がないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 2 7 年 月 日
